

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件

三重国民年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

申立期間は、それまで勤務していた会社を退職後、翌月に別の会社に勤務するまでのわずか数日間ではあるが、国民年金保険料に未納が有ってはならないと思い、1か月分の保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間は厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるところ、昭和62年10月から63年1月までの期間も、申立期間と同様、厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるが、その当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿の記録などから、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料納付について、当時、適切に行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時既に、厚生年金保険の被保険者となっていない期間については国民年金に加入し、保険料を納付しなければならない旨了知していたと考えられる。

さらに、申立人には、申立期間後にも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた国民年金の加入期間が有るが、いずれの期間についても国民年金保険料は全て納付されており（国民年金被保険者資格を同月得喪している平成3年6月を除く。）、こうした納付状況に加えて、前述のとおり、申立人が、申立期間について、保険料を納付しなければならない旨了知していたと考えられることを踏まえ、申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から63年5月まで

時期ははっきりと覚えていないが、町役場又は社会保険事務所(当時)から、「19万円を納付すれば年金がもらえる。」と説明を受けたので、次男が、私の代わりに、町役場で国民年金保険料として19万円を納付した。申立期間のうち、どの期間の保険料であったかなどは明確ではないが、19万円を支払ったことは覚えているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の次男は、申立人の国民年金保険料をまとめて納付したとする時期について、明確には記憶していないものの、オンライン記録から、昭和62年4月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できるところ、その時点であれば、申立期間のうち、60年1月から61年3月までの期間の保険料は過年度納付により、同年4月から62年3月までの期間の保険料は現年度納付により、それぞれ遡及納付することが可能な期間である上、当該期間に係る保険料の合計額は18万4,740円となり、申立人の次男が納付したとする金額とほぼ一致している。

また、申立人は、昭和62年4月の時点で、それ以降60歳に到達する時期まで国民年金保険料を納付又は免除申請しても、国民年金の老齢年金の受給資格を得ることができないが、その時点で、60年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料を遡及納付した上で、60歳に到達する時期まで保険料を納付又は免除申請すれば、国民年金の老齢年金の受給資格を得ることができることから、申立人及びその次男が受けたとする説明とも符合している。

以上の状況を踏まえると、申立人及びその次男は、昭和62年4月に、申立

人の年金受給に係る説明を受け、その際、申立期間のうち、60年1月から62年3月までの期間に係る国民年金保険料について、遡及納付するよう促されたと考えるのが妥当である。

このため、申立人の次男に、昭和62年4月当時の経済状況について聴取したところ、「その当時は生花業に従事しており、毎月25万円から30万円程度の収入があった。」と供述しており、また、その当時、申立人の次男と同様に生花業に従事していた者2名からも、「その当時、生花業は繁忙で、申立人の次男には十分な収入があった。」と、申立人の次男の供述を裏付ける証言を得ることができたことから、当時、申立人の次男には、経済的にも国民年金保険料を納付する十分な資力が有ったと考えられる。

さらに、申立人の年金記録をみると、昭和62年4月から60歳に到達する63年*月まで国民年金保険料の申請免除期間となっているが、上述のとおり、申立人は、62年4月の時点で、保険料の遡及納付を行った上で、かつ、それ以降の期間について保険料を納付又は免除申請することにより、初めて国民年金の老齢年金の受給資格を得ることができることから、当該申請免除は、申立人の老齢年金の受給資格を考慮して行われたものであることがうかがわれ、保険料の遡及納付を行わずに、あえて申請免除手続のみ行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私と私の兄の国民年金加入手続を行った際、遡って納付した。私と同様に、母親が遡って保険料を納付した私の兄の年金記録が訂正されたので、私の年金記録についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の年金記録に係る申立て（申立期間は、昭和43年10月から46年3月まで）については、i) 申立人の兄と申立人の加入手続が昭和46年6月に同時に行われていること、ii) その時点は第1回特例納付の実施期間内であること、iii) 申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料が同年7月に現年度納付されており、申立人の母親の供述と符合していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の遡及納付については、全てその母親が、申立人の兄の加入手続等と併せて行っていたため、自身の年金記録についても訂正してほしいと主張しているところ、上述のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和46年6月にその兄と同時に進行されており、その時点で申立期間の保険料は過年度納付により遡及納付することが可能である上、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料が、申立人の兄と同様、同年7月に現年度納付されていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間の保険料についても、その兄と同様、遡及納付されたと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 33 年 1 月 9 日まで

私は、A社を退職後、すぐにB社に就職した。A社に勤務した期間について脱退手当金を受給した記憶が無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和35年3月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和34年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重国民年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年3月までの期間及び2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月から平成元年3月まで
② 平成2年10月

申立期間①については、母親から国民年金に加入するよう言われたので、母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続をした。それ以降、毎回、市役所に出向き、国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、平成2年の秋に会社を退職後、国民年金と国民健康保険の手続をした。年金の加入期間に空きが生じないように手続をしたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳に到達したことを契機として国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、明確ではないとしながらも、申立期間①当時、一度、国民年金保険料をまとめて納付したことが有るとも述べているところ、上記の国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付状況をみると、平成元年11月に、同年4月から同年9月までの保険料が遡及して一括納付されていることが、当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立人は、同年10月頃、初めて国民年金加入手続を行い、その時点で市において現年度保険料として納付することが可能であった同年4月まで遡及した上で、保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

2 申立期間②は、国民年金の未加入期間となっているところ、申立人が所持

する年金手帳においても、平成2年4月21日に国民年金被保険者資格を喪失後、同年11月1日に被保険者資格を再取得した旨記録されており、申立期間②について国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②について、国民年金と国民健康保険の加入手続を併せて行ったとしているが、当時申立人が居住していた市に照会したところ、申立人の国民健康保険被保険者資格取得年月日は平成2年11月1日であることが確認でき、申立人の国民年金被保険者資格の再取得年月日と一致している。

さらに、申立人から、申立期間②を含む平成2年6月27日から3年11月25日までの期間の出入金記録が確認できる預金通帳の写しが提出されているところ、申立人は、「平成2年11月以降の国民年金保険料については、口座引き落としにより納付していると思う。」としており、事実、申立期間②後の2年11月以降の国民年金保険料について、当該口座からの引き落としにより納付されていることが確認できるが、申立期間②について、保険料が納付されたことをうかがわせる記録は見当たらなかった。

3 このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月頃から 45 年 1 月 11 日まで
② 昭和 45 年 7 月頃から 46 年 6 月頃まで
③ 昭和 46 年 6 月頃から同年 12 月頃まで

A社において約1年間勤務していたが、申立期間①が空白となっている。また、申立期間②及び③について、それぞれB市のC事業所及びD事業所に調理師として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び申立人の元配偶者の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「昭和48年に経営主体が代わっており、申立てを確認できる資料は無い。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶するA社における同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人の資格取得日と同日であるが、当該同僚は既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番（昭和44年3月1日資格取得）から*番（昭和45年1月11日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚及び役員の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がC事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該同僚及び役員については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立人が勤務していたC事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人及び同僚は、C事業所の事業主について、E社の事業主と同一であったと供述しているところ、同社は、昭和50年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたD事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人が記憶する同僚についても、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、当該同僚の連絡先は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 4 日から 37 年 9 月 9 日まで
私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人は、申立期間以前である昭和35年4月18日に52月の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年5月20日まで
結婚のため退職したが、在職中は厚生年金保険に加入していることは認識しておらず、会社を退職する時も会社から厚生年金保険の話は無く、脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7日後の昭和23年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、約12年にわたり厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 14 日まで

私は、結婚のためA社を退職したが、会社から脱退手当金についての説明は無く、受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとされる婚姻後の住所が記載されている上、A社所在地の管轄社会保険事務所から隔地払いにて支給日に送金されたことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 42 年 1 月 22 日まで

私は、A事業所を退職後、公共職業安定所で失業保険の手当を受給した覚えはあるが、脱退手当金はもらっていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 100 人のうち、申立人の被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失し、当該事業所に係る被保険者期間が 2 年以上である女性は申立人を含め 10 人であり、このうち 7 人について脱退手当金の支給が確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然な点は見られない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 27 日から 44 年 4 月 17 日まで
② 昭和 44 年 3 月 21 日から 46 年 2 月 1 日まで

申立期間において勤務した期間は、脱退手当金が支給されたことになっているが、事業所から脱退手当金について説明も無く、請求手続や脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所（当時）は、昭和 46 年 3 月 3 日に請求を受理し、同年 4 月 21 日に支給決定した上、同年 4 月 27 日に支払っていることが確認できる。

また、申立期間②に係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 4 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 33 年 8 月 18 日まで
② 昭和 36 年 1 月 28 日から 37 年 9 月 1 日まで

申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求
手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間に
ついて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る
厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 12 月 21 日に支
給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当
金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 20 日まで
脱退手当金は受け取っていない。他人の脱退手当金の着服の話聞いたことがある。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び名簿に記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 18 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員について資格喪失後 7 か月以内に支給決定がなされている上、そのうち、資格喪失日が同一である 3 人については、支給決定日も同一となっていることが確認できることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 10 月 31 日まで
A 事業所を退職した後、脱退手当金を受給した記憶はあるが、B 社を退職する時には脱退手当金の説明を受けた記憶が全く無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に係る脱退手当金は受給したが、申立人が最初に就職した B 社については脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者番号は、申立人が脱退手当金を受給したとしている A 事業所の厚生年金保険被保険者番号と同一番号で管理されていることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金は、申立期間を含めた期間を計算の基礎として支給されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 11 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 9 月 21 日から 46 年 5 月 8 日まで

脱退手当金を受給した記録となっているが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 28 日から 39 年 3 月 2 日まで
A社を退職した当時は、母親の看病と家事をしており、脱退手当金は受給していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和39年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 44 年 2 月 25 日まで
② 昭和 44 年 8 月 10 日から 45 年 12 月 21 日まで

申立期間において脱退手当金が支給されていることが分かった。私は結婚のため会社を退職したが、脱退手当金の請求手続きをした覚えも無く、受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 16 日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間については脱退手当金を受給したとの回答があったが、私は、脱退手当金を受給していない。同窓会で会った同僚から、同社に勤務した期間について年金を受給していると聞いたが、私だけが受給していないのは納得できない。申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている 50 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 5 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失し、受給要件を満たす同僚 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 15 人について 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 32 年 9 月 2 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 9 月 21 日まで
② 昭和 44 年 2 月 7 日から 45 年 5 月 31 日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。